

仕 様 書

規 格	A重油 (日本産業規格 K2205 1種2号)
購入予定数量	60,000 リットル (注) 予定数量はあくまで見込みであり、保証するものではありません。
納 入 方 法	<ul style="list-style-type: none">・ 納入日における納入時間は、午前10時から12時又は午後1時から2時の間とすること。・ 発注者の求めに応じて、燃料の石油製品成分分析表を提出すること。・ 地下タンク (容量8kL×2基) に納入するものであり、1回当たりの納入は、6kLを基本 (例外有り) とする。
支 払 方 法	<ul style="list-style-type: none">・ 代金の支払いは、1ヶ月毎の精算払いとし、納入者は1ヶ月分をとりまとめ、山形県立鶴岡養護学校長あてに請求する。・ 請求金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
そ の 他	<p>市場価格の変動等の事由により、契約単価の変更が必要であると認められる場合は、下記により協議を行うことができるものとする。(価格は税抜)</p> <ol style="list-style-type: none">① 前回契約価格決定時における指標価格 (山形県会計局会計課契約の燃料油類価格情報「A重油」。以下同じ。) と現行の指標価格に2円以上の変動があった場合は、受注者又は発注者から協議の申し出を行うことができる。② 変更契約額 (増減額) は、前回契約価格決定時の指標価格と現行の指標価格の価格差額とし、変更契約額 (増減額) の算定においては、指標価格の増減額の小数点第2位を四捨五入するものとする。③ 入札時の指標価格と当初契約額の価格差は、変更時の指標価格と変更後契約額の価格差においても維持することとし、同額 (端数処理による誤差を除く) とする。④ 変更後の契約単価が適用される日は、変更契約書に明示する。⑤ 上記①から④の基準によりがたい特別の事情がある場合は、別に協議を行うものとする。